

## 変化するオーストラレイシア立憲主義

### Changing Constitutionalism in Australia and New Zealand

佐藤 潤一 (SATO Junichi)

2014（平成 25）年度は、以下の研究報告を行った。

2014 年 8 月 2 日、イギリス憲法研究会（関西学院大学梅田キャンパス）において「オーストラリア憲法とイギリス憲法」について報告した。

2014 年 11 月 24 日、ヨーロッパ人権条約研究会（専修大学社会科学研究所神田別室で実施）において「外国人の文化的権利」について報告した。同報告は、後述の著作の前提となったものであるが、オーストラリアおよびニュージーランドにおける人権条約実施状況について加味して報告を行った。

関連して、2015 年 3 月 16 日及び 17 日に行われた、イギリス公法セミナーに参加し、質疑に参加することで知見を深めることが出来た。同セミナーは 16 日に南山大学名古屋キャンパス法科大学院棟 2 階会議室で、17 日に龍谷大学深草キャンパス 22 号館 4 階会議室で開催された。16 日は Ms Bondy による *Judicial Review and its Reform in Britain* および Prof Sunkin による *Value and Reality of Judicial Review*, 17 日は Ms Bondy による *Reform of Judicial Review by the Coalition Government*, Prof Sunkin による *Judicial Review and Administrative Justice* の報告を受けた。兩人には 2014 年 3 月 ロンドン調査出張の際に既に若干の意見交換を行い、拙稿 Jun-ichi Satoh, *Judicial Review in Japan: An Overview of the Case Law and an Examination of Trends in the Japanese Supreme Court's Constitutional Oversight*, *41 Loy. L.A. L. Rev. 603 (2008)*. Available at: <http://digitalcommons.lmu.edu/llr/vol41/iss2/5> を進呈し、議論基盤もあったところ、当日の意見交換においては、さらに本研究課題に関連させ、オーストラリアおよびニュージーランドにおける司法審査の現況についてイギリスおよび日本と比較しての評価について概ね意見が一致した。

これらの研究に基づき、「外国人の文化的権利」については、近藤敦編著『外国人の人権へのアプローチ』（明石書店、2015 年 3 月 31 日）第 4 章として公表された。

また、「オーストラリア憲法とイギリス憲法」については 2013 年度のイギリス憲法研究会における報告（2013 年度中間報告参照）に関して受けた示唆も加味して 2014 年 10 月に原稿を提出し、2014 年度中に公表される予定であったが、これについては 2015 年度中に発刊が変更された（敬文堂より、倉持孝司ほか編『憲法の「現代化」—ウェストミンスター型憲法の変動—』として 2015 年 10 月発刊予定）。